

パブリックコメント手続の実施結果について

1 案件名

第2期平塚市地域福祉リーディングプラン（素案）

2 案件の概要

本市の地域福祉推進の理念や方針を明らかにし、地域における福祉活動を推進するための方向性と具体的な取組を示す計画として「平塚市地域福祉リーディングプラン」を策定し、計画を推進してきました。この度、計画の最終年度を迎えたことから、「第2期平塚市地域福祉リーディングプラン」を策定しました。

なお、地域福祉計画及び自殺対策計画、成年後見制度利用促進計画、生活困窮者自立支援計画、平塚市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の5計画を一体策定した現行計画（第1期）を更に一歩進め、第2期リーディングプランでは、基本理念、基本目標及び施策を共有することとしたほか、再犯防止推進計画を地域福祉計画に包含して策定しています。

3 募集概要

(1) 意見の募集期間

令和5年11月17日（金）～令和5年12月18日（月）

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール、e-kanagawa 電子申請システム

4 実施結果

(1) 提出意見数

個人から	4	人	11	件
団体から	3	団体	7	件
合計			18	件

(2) 意見内訳

項目	件数 (件)
【本冊】第1章「総論」	2
【本冊】第3章「基本目標と施策の推進」	1
【本冊】第4章「施策の展開」	10
【別冊】 1 計画事業の詳細	3
その他	2
合計	18

(3) 意見への対応区分

項目	説明	件数 (件)
ア：反映	意見を受けて計画案等を修正したもの又は意見の趣旨が計画案等に沿ったもの	6
イ：参考	事業・取組を推進する上で参考とするもの	12
ウ：その他	意見募集の範囲と異なるもの、反映が困難なもの、質問など	0
合計		18

5 意見対応表

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
1	【本冊】p.5 第1章 3 本計画の対象者	<p>地域の方々と仲良く支え合う状況は非常に心地よいものであるが、上から目線の支え手の方に出会い、尊厳をけがされ、屈辱を味わい、自分とは異なる生活観を押し付けられることで、心地よくないものになってしまう。</p> <p>「共生」を目指すうえでは「上から目線」や「余計な節介」でなく「適切な支援」にとどまること、一人ひとりが人として対等であることを保証し合うことが重要と考える。</p>	<p>本冊 p.5 に記載のとおり、本計画の主旨は「地域共生社会の実現に向けた取組は、すべての人が平等に対等な立場で互いを尊重しあう社会を目指すもの」であり、互いの生活感や価値観を尊重しながら、支えあう地域づくりを進めてまいります。</p>	ア：反映
2	【本冊】p.10 第1章 4 福祉を取り巻く近年の状況 (2) 社会福祉法の充実 【別冊】 p.41,50 1 計画事業の詳細 3-(1)-①	<p>「アウトリーチ」について、別冊 p.41 にも p.50 同様に説明を記載すべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、別冊 p.41 に「アウトリーチ」の説明を加筆しました。</p> <p>また、本冊 p.10 にも用語の説明として加筆しました。</p>	ア：反映
3	【本冊】p.87 第3章 「基本目標と施策の推進」	<p>基本目標1「地域を支える人づくり」、基本目標2「支えあいのまちづくり」として、地域福祉が「地域の人材・組織によって担われるもの」として描かれているが、行政が担うべき福祉事業の計画・目標と歩調を合わせ整合の取れた「プラン」とするように、行政・地域団体・地域ボランティア等地域人材の役割を明示し、それぞれの活動計画と目標を明らかにすることが重要だと思う。</p>	<p>本計画は地域福祉活動計画を含めて策定していることから、行政（平塚市）だけでなく市社会福祉協議会の活動計画や目標についても記載していますが、御意見の「行政・地域団体・地域ボランティア等地域人材の役割の明示」については、今後の参考とさせていただきます。</p>	イ：参考

4	<p>【本冊】 p.97 第4章-3 施策3-(1)</p> <p>【別冊】 p.49 1 計画事業 の詳細 3-(1)-⑪</p>	<p>3-(1)「誰もが相談できる仕組みをつくる」に、成年後見制度利用促進計画の事業が何にもないのは、重層的支援体制整備事業の記載があり、そこに含まれているということなのか。相談は、中核機関の基本機能であるので、押さえておいていただきたい。</p>	<p>御意見のとおり、中核機関の機能強化の位置づけを3-(2)「安心して地域で暮らす仕組みをつくる」から3-(1)「誰もが相談できる仕組みをつくる」に変更しました。</p>	ア：反映
5	<p>【本冊】 p.99 第4章-4 施策の展開 1-(1)-① 福祉教育の充実</p>	<p>「体験的な活動等を通して、身近な人々とふれあいを深めることにより、地域における福祉啓発を広げ、社会福祉に関する理解や地域共生力を高めます。」とあるが、「地域の教育資源を活用した福祉教育について組織的に進める」には、学校と地域が協力して取り組むことが重要（文部科学省）である。平塚市は幸いにも多くの福祉関係団体が存在し、全国的に見ても長い歴史を持つ先進的な取組が行われてきている。また他にも、市民活動人材の育成「ひらつか地域づくり市民大学」での事例の紹介が担当者間であってもよいと考える。</p> <p>そしてこれらを元に福祉教育を計画的に進めるには、各校種（小学校中学校高等学校別のこと）の発達段階に応じた取組をカリキュラム作りの段階で、福祉教育担当者（または学習者が）選択できるメニュー作りが必要となるが、学校現場はなかなかそう簡単にはいかない。</p> <p>小・中学校では、カリキュラムに取り入れる時間も限られ、かつ福祉教育担当者となるであろう（多忙な）教員がこれを担っていただくのは、負担が大きいと感じている。逆に、高等学校（または大学・専門学校の）福祉関係のサークルに所属する生徒学生や、積極的な小学校中学校の生徒会・福祉委員会の生徒に、「こどもの学習権の確保」のためにも、学習者自らが選択できるように、福祉関係団体からのダイレクトオファーの道を開くというのはいかがか。</p>	<p>市内には、福祉関係団体など、様々な地域資源があります。効果的な福祉教育の実践に向け、頂いた御意見を今後の参考とさせていただき、取組事例を共有してまいります。</p>	イ：参考

6	<p>【本冊】 p.99 第4章-4 施策の展開 1-(1)-① 福祉教育の充 実</p>	<p>上記の学習者自らが選択できるよう福祉関係団体からのダイレクトオファ一の道を開くことについて、私は平塚市社会福祉協議会及びボランティアセンター手引きで、この事例を1つでも作れたらと考えている。これに協力できる市民ボランティアの募集があっても良いかもしれない。</p>	<p>市社協としては「福祉教育」について、市教育委員会と連携し市内の小中学校に高齢者や障がい者に関する学習機会をボランティアさん達に協力していただく形で展開してきました。</p> <p>今後もいただいたご意見を参考に生徒達の自主性を大切に学校の先生方と協働して「福祉教育」を計画的に推進してまいります。</p>	イ：参考
7	<p>【本冊】 p.107 第4章-4 施策の展開 施策1-(3)</p>	<p>国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、自己決定や意思決定、身上保護の重視を進めていこうというような前向きな話になってきている。従って、「第二期基本計画では、成年後見制度を利用する人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、意思決定支援、身上保護を重視することが指摘されています。」というような前向きな表現にしたらどうか。</p>	<p>御意見を参考に「成年後見制度の利用促進に関する国の第二期基本計画では、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすることを基本として、成年後見制度の運用改善に取り組むことが示されています。」に修正します。</p>	ア：反映
8	<p>【本冊】 p.120 第4章-4 施策の展開 施策2-(3)</p>	<p>施策2-(3)「快適な生活環境をつくる」について、地域内を走るミニバスにより歩行困難な高齢者等をスーパーなどに割安で送迎できるようにしてはどうか。</p>	<p>施策2-(1)において、買い物や通院に困難を抱える方への支援策として、地域内移送の支援を位置づけています。</p> <p>コミュニティバスを含めた多様なコミュニティ交通は、地域内を巡回し、最寄りのバス停などにつなぐ、路線バスを補完するものと捉えており、地域の特性にあったコミュニティ交通の導入に向け、地域と議論を進めながら取り組んでいきたいと考えています。</p>	イ：参考
9	<p>【本冊】 p.120 第4章-4 施策の展開 施策2-(3)</p>	<p>施策2-(3)「快適な生活環境をつくる」について、車の免許返納者に対し、タクシーやバスを割安に利用できる交通パスポートのようなものを配布してはどうか。</p>	<p>免許返納者の多くが高齢者であること、本市の高齢者数も大幅な増加が見込まれていることや、県内の他自治体でも高齢者の方への公共交通利用費助成事業は見直しをしている状況にあることも踏まえ、本市においても多様な視点で検討する必要があると考えています。</p>	イ：参考

1 0	【本冊】 p.120 第4章-4 施策の展開 施策2-(3)	施策2-(3)「快適な生活環境をつくる」について、一般の優良運転者を白タクとして利用できるアプリなど、ライドシェアを導入してはどうか。	国は、令和6年4月から、タクシーが不足する地域や時間帯に限り、タクシー会社の運行管理の下でライドシェアを一部解禁し、都市部や観光地などでタクシー不足解消を図るとしています。 また、今年度中にライドシェア導入に向けた新制度を創設するとしています。 国や関係団体の状況を注視し、市民の移動手段の確保につなげたいと考えています。	イ：参考
1 1	【本冊】 p.123,127 第4章-4 施策の展開 施策3-(1) 施策3-(2)	計画と目標を数量化することが必要と考える。例えば困窮者の一般就労支援については、計画の指標を連絡会の開催回数にしているが、相談件数や会議回数などではなく、実際に就労に結び付いた件数・率など支援成果を指標とすべきではないか。 いずれの計画の指標も最終成果に置くべきと考える。	御意見のとおり、目標については可能な限り数値化することが重要と考えています。 本プランの別冊に記載している活動指標は、事業ごとの進捗を測るため連絡会の開催回数等を設定していますが、本冊に記載している成果指標は、施策の成果を測るため、より成果に重点をおいた内容を設定しています。 御意見を踏まえ、3-(1)及び3-(2)に重層的支援体制整備事業に係る成果指標を設定しました。	ア：反映
1 2	【本冊】 p.127 第4章-4 施策の展開 施策3-(2)	成果指標に「高校卒業後に就労・進学した人数(累計)」とあるが、中途退学を防止した成果の記載があってもよいのではないか。	御意見の成果については、就労・進学した人数と一部重複するため記載の追加は行わないこととしました。 なお、「中退せずに卒業した人数」を成果指標とすることでより広く成果が確認できますが、卒業後に就労または進学していることがより望ましい成果と考え、記載の変更も行わないこととしました。	イ：参考

13	【本冊】p.133 第4章-4 施策の展開 3-(3)-③ 【別冊】p.71 1 計画事業 の詳細 3-(3)-③	成年後見制度については、法定後見だけでなく、任意後見についてももっと取り上げていくべきである。任意後見制度であれば、家族が後見人等になれる。本冊 p.133 や別冊 p.71 で任意後見制度について、少しだけ書かれているが、もっと取り上げて、任意後見制度を使ってもらえる人には、使ってもらおうようにした方がよい。任意後見制度を知らないがために、法定後見制度使わなくてはならないのは、もったいないと思います。	任意後見制度については、遺言や相続も含めた内容で講座を開催しています。今後も法定後見制度だけではなく、任意後見制度についても適切に活用されるよう、本市の成年後見制度利用促進協議会で意見をいただきながら、情報発信の方法を工夫して周知していきます。	イ：参考
14	【別冊】p.3 1 計画事業 の詳細 1-(1)-③	「平塚市地域活動サポート人材登録制度」(知恵袋バンク)に「福祉関係団体」からの人材登録を求め、福祉関係情報の公民館等での講座の開催時に役立てて欲しい。	福祉関係団体はもとより、多くの団体の目に留まるよう、様々な媒体を通して、本制度を周知し、活用を図っていきます。 なお、ご意見を踏まえ、別冊 p.3 の事業概要に「福祉関係団体も含め多様な」の文言を加筆しました。	ア：反映
15	【別冊】p.7 1 計画事業 の詳細 1-(1)-⑧	自殺対策基本法第4条に「事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とあるが、そのことを市内の事業所の方々は知っているのか。平塚市と労働基準監督署等が協力することで、努力義務であることを周知していただきたい。	自殺対策基本法に規定されている事業主の努力義務を市内の事業所に対して周知することについては、関係機関と協力し、ゲートキーパー養成研修等の様々な機会を通じて取り組んでいきます。	イ：参考
16	【別冊】p.17 1 計画事業 の詳細 1-(2)-⑪	生き方・命の大切さを学ぶ機会の提供として市内15校に講演会を行うにあたり、金目中学校五領ヶ台分校は含まれているのか。	御意見を踏まえ、金目中学校で生き方・命の大切さを学ぶ講演会を行う際は、分校も合わせて実施できるよう調整します。	イ：参考
17	—	障がい者の一般就労支援について、計画・目標が示されていないようであるが、上記のとおり、まず行政としての計画・目標を示し、地域団体・人材が何を担うのか期待するのか計画・目標を明らかにしてほしい。	障がい者の一般就労支援及び障がい者雇用の促進については、障がい福祉分野の個別計画である「障がい者福祉計画」に施策及び目標を記載しています。	イ：参考

18	一	<p>市役所が未だに法定雇用率を達成できていない上、雇用も非正規雇用が多い現状をどのように変えていくのか、在宅勤務のモデルづくりなどをどう進めるのか、市内企業の障がい者雇用を行政としてどのように促進していくのか、これらの計画と目標を示してほしい。</p>	<p>本市では、市内事業者が就職が困難な市民（障がい者含む）を正規雇用した際に、市内事業者が負担する経費の一部を補助しています。本補助金制度などの周知を通じて、障がい者を含めた就職が困難な市民の市内事業者への就職を促進してまいります。</p> <p>なお、障がい者雇用の促進については、障がい者福祉計画に施策及び目標を記載しています。</p>	イ：参考
----	---	---	---	------

<お問い合わせ先>

平塚市福祉部福祉総務課

電話：0463-21-9848

電子メール：fukushi@city.hiratsuka.kanagawa.jp